

なんと！受講料が 最高2分の1になります (但し4万円限度)

石狩商工会議所人材育成助成金交付制度は、研修機会の増進を図り多くの有為な**人材を育成**し、市内商工業者の**経営体質強化、経営安定、活性化**に寄与することを目的としています。

●対象となる研修●

中小企業基盤整備機構の中小企業大学校、雇用・能力開発機構の職業能力開発施設（ポリテクカレッジ・ポリテクセンター）および、その他公的機関が実施する研修

●助成率および助成限度額●

助成対象経費の2分の1以内、1年間に1会員事業所が受けられる助成金の限度額は4万円です。

●助成金の申請●

研修終了後1か月以内に、石狩商工会議所人材育成助成金交付申請書に次の書類を添付して事務局まで申請ください。

- ①研修案内等研修内容のわかるものの写し
- ②修了証書の写し
- ③受講料、教材費の領収証の写し
- ④旅費・宿泊費の清算書及び領収証の写し
- ⑤その他必要と認める書類

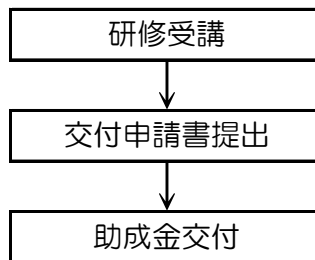
●助成金の交付●

書類内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内において、助成金（千円未満切捨）を交付します。

●助成対象経費●

研修にかかる受講料、教本費、旅費および宿泊費（宿泊費は中小企業大学校付属寮に入寮の場合のみ）

手続きは簡単！！ 助成金交付までの流れ



人材育成助成金制度を利用した 建設業 S社長談

この制度を利用したので経費を半分におさえることができました。今後も、社員の教育訓練など積極的に行い、この制度を大いに利用させていただきます。

■お問合せ■

石狩商工会議所 総務課

TEL 72-2111 FAX 72-2577

